

随時監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査の結果（令和2年5月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和2年6月24日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同		村	山	秀
同		渡	辺	元
同		中	野	信
				吾

教(管)第 90 号
令和2年 6月17日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

教育委員会随時監査結果についての措置状況 (通知)

令和2年5月28日付けで通知のあった随時監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
社会教育 青少年課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 行政財産目的外使用許可事務において、使用料を算定するにあたり、建物分を不算入としたため、使用料を少なく徴収していた。 ・北部公民館(災害対応型清涼飲料水自動販売機設置)	1 直ちに、使用料の算定方法を是正し、適正な金額について相手方への説明を行うとともに、追加徴収分の納付書を送付いたしました。(令和2年5月28日入金確認済) 行政財産目的外使用許可事務について、条例や通知等に従い、適正に事務を行ってまいります。